

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日)

目 次

◇ 告 示 臨時種畜検査の実施

土地改良事業計画の適否の決定(七件)

土地改良事業の認可(二件)

指定施業要件の変更予定の保安林

◇ 公 告 職業訓練法による技能検定の合格者

告 示

鳥取県告示第九百九十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査期口	検査場所	家畜の種類
昭和五十七年十月二十九日 午前十時から	東伯郡赤碓町大字松谷 鳥 取 県 種 畜 場	牛

鳥取県告示第九百九十七号

昭和五十七年七月五日付で大栄町から申請のあつた土地改良(栄南部(東高尾)地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月八月

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十八号

昭和五十七年六月二十二日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（赤波地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十九号

昭和五十七年八月十一日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（木地山区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千号

昭和五十七年七月二十一日付けで八東町から申請のあつた土地改良（中（細見）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五

項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千一号

昭和五十七年六月三日付けで郡家町から申請のあった土地改良（土居地区ため池等整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二号

昭和五十七年八月十六日付けで溝口町から申請のあった土地改良（大滝地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

準口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三号

昭和五十七年八月四日付けで日野町から申請のあつた土地改良（黒坂（半谷）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（福岡地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（小野地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六号

次のように保安林の指定施設要件を変更する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月八日

上田 勝	飯橋 康一	西村 央	太田 幸治	田中 静雄	天井仕上げ	山口 泉	山口 匠	高橋 昭人	浦川 幸美
熱絶縁施工	表 装	川上 安弘	安達 清二	遠藤富貴夫	山口 新装	山口 康史	坂本 義昭	高橋 昭人	浦川 幸美
福本 秀美	安田 幸一	小原 利美	小本 紀昭	岡田 晃司	川部 弘	坂本 康史	坂本 義昭	高橋 昭人	浦川 幸美
サツシ施工	安田 幸一	小原 利美	坂出 満雄	中村 敏和	牧田 高德	原田 敏彦	原田 邦彦	西田 武司	西垣 武重
川上 安弘	安達 清二	西村 央	内藤 竜夫	橋本 誠	鳥野 守	中野 敏彦	原田 邦彦	西田 武司	西垣 武重
造 園	西村 央	太田 幸治	遠藤富貴夫	中村 敏和	広告美術仕上げ	岩崎 郎	原田 邦彦	西田 武司	西垣 武重
坂出 満雄	西村 央	太田 幸治	岡田 晃司	田中 静雄	藤原 博幸	岩崎 郎	原田 邦彦	西田 武司	西垣 武重
中本 紀昭	遠藤富貴夫	岡田 晃司	田中 静雄	原田 勲	機械加工	岩崎 郎	原田 邦彦	西田 武司	西垣 武重
金属プレス加工	岡田 晃司	田中 静雄	原田 勲	杉山 吉徳	原田 勲	西沢 敏夫	小出 厚志	田中 晴規	吉岡 一弘
中村 敏和	杉山 吉徳	原田 勲	杉山 吉徳	板 金	原田 勲	西沢 敏夫	小出 厚志	田中 晴規	吉岡 一弘
布はく縫製	兼田 孝之	川上 肇	兼田 孝之	馬場 政行	兼田 孝之	川上 肇	奥田 厚司	松島 定男	谷口 利実
吉良 美子	馬場 政行	川上 肇	馬場 政行	加山 道男	加山 道男	堀尾 直行	奥田 厚司	松島 定男	谷口 利実
木工機械調整	加山 道男	堀尾 直行	加山 道男	岡本 功	岡本 功	高田 義明	奥田 厚司	松島 定男	谷口 利実
松下 俊夫	岡本 功	高田 義明	岡本 功	渡辺 寿儀	渡辺 寿儀	小泉 守	岸野竹次郎	小谷 豊	小谷 豊
と び	渡辺 寿儀	小泉 守	渡辺 寿儀	山根 運隆	山根 運隆	中村 文雄	池田亀久夫	河原 広之	林原 幸雄
山本 清彦	山根 運隆	中村 文雄	山根 運隆	大田 利夫	大田 利夫	角田 英幸	池田亀久夫	河原 広之	林原 幸雄
松田 盛儀	大田 利夫	角田 英幸	大田 利夫	フロッツク建築	岩本松太郎	霜村 辰実	池田亀久夫	河原 広之	林原 幸雄
日下部隆一	岩本松太郎	霜村 辰実	岩本松太郎	澤部田善春	電気めつき	深田 卓保	池田亀久夫	河原 広之	林原 幸雄
治部田善春	電気めつき	深田 卓保	電気めつき	豊 製作	安部 洋一	国岡 義則	池田亀久夫	河原 広之	林原 幸雄
吉田 博幸	安部 洋一	国岡 義則	安部 洋一	松原 奉義	田宮 忍	平尾 彰男	池田亀久夫	河原 広之	林原 幸雄

〔単一等級技能検定合格者〕
塗料調色

大谷 晋也 吉田 繁 藤田 美映 木村 修三 木村 清一
〔二級技能検定合格者〕

鉄工	小椋 英男	倭島 瑞晴	山本 光孝	佐伯 尚己
前田 博幸	和久 忠克	吉岡 一弘	後藤 孝	竹田 竹田
村上 秀男	山本 正広	伊坪 吉温	谷口 清美	岡村 高己
沢 卓	四木 敏行	森本 達也	谷田 圭一	岡村 高己
吉井 克次	二宮 敏行	三井 研二	井口 政孝	西村 福田
武良 清則	佐藤 敏行	井川 恵人	坂根 利博	西村 福田
建設機械整備	政博 晋	日下部和美	井口 政孝	西村 福田
木村 要治	押方 政博	井川 恵人	坂根 利博	西村 福田
山形 清春	西垣 晋	井川 恵人	坂根 利博	西村 福田
小野 一夫	中尾 輝夫	井川 恵人	坂根 利博	西村 福田
婦人子供服製造				
辰安 幸光				
紳士服製造				
中嶋 勉	仲野 優一	木下 茂	田中 伸一	
木 工				
松本 金二				
左 官				
新田 悟	児島 厚美	原 研介	細川 正就	竹村 広志
山本 勲	米田 義則	穴戸 勇	白方 勉	竹村 広志
市村 誠	中西 肇	山崎 正道		小椋 隆明
防水施工				

田中 康則 鴨河 清隆 石指 智章 奥山 明
熱絶縁施工 渡野 仁夫 表 装 松浦 邦彦 サツシ施工 能勢 正志 造 園 山下 啓二 中田 政勝 大田 正人 井上 義之 金属プレス加工 山根 貞夫 木工機械調整 清水 忠司 と び 中川 秀昭 村上 隆之 フロツク建築 伊藤 保美 畠 製作 田中 公憲 床仕上げ施工

表 装	浜田 良治	吉村 珠生	石原 啓二	福井 恒美
松浦 邦彦	立郎	山根 義憲	谷尾 允	福井 恒美
サツシ施工	増田 立郎	岡本 昭博	谷尾 允	福井 恒美
能勢 正志	森下 秀徳	石原 輝昭	谷尾 允	福井 恒美
造 園	小谷 博	加藤佐代子	谷尾 允	福井 恒美
山下 啓二	周 一	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
中田 政勝	岡本 昭博	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
大田 正人	勝部 周一	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
井上 義之	岡本 昭博	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
金属プレス加工	勝部 周一	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
山根 貞夫	岡本 昭博	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
木工機械調整	勝部 周一	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
清水 忠司	岡本 昭博	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
と び	勝部 周一	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
中川 秀昭	岡本 昭博	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
村上 隆之	勝部 周一	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
フロツク建築	岡本 昭博	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
伊藤 保美	勝部 周一	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
畠 製作	岡本 昭博	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
田中 公憲	勝部 周一	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美
床仕上げ施工	岡本 昭博	足立 道昭	谷尾 允	福井 恒美

釋 公 取 鳥

昭和57年10月8日 金曜日

河井 雅也	倉本 信彦	塩川 伸好	鈴木 正巳	平山 招一
野坂 勲	天井仕上げ	松島 勉	塗 装	石村 宣史
池平 清司	坂根 和夫	清水喜代司	川上 智彦	奥村 保夫
山口 和男	村田 英則	杉村 雄二	村中 慎吾	伊藤 富夫
名越 哲也	重本 圭二	大浜 敏和	森脇 諒	野村 俊美
円岡 倫生	機械加工	藤江 信幸	内田 佳秀	栗原 伸一
中井 義之	大内 俊明	西沢 片山	杉本 照彦	藤原 洋
伊沢 孝志	岡田 義樹	高見 秀雄	中村 勝彦	赤尾 正彦
大谷 幸成	板 金	中本 純一	藤山 公雄	松本 聖史
清水 保	岡田 安達	正司 文夫	高田 義明	神庭 愛明
電気機器組立て	井上 幸夫	水内 亨博	岩本 豊治	
土橋 文人				
写 真				
相沢 雄二				

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】